

## 令和3年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給水戸数    | 1,933,000 戸                |
| (2) 年間総給水量  | 403,898,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均給水量 | 1,107,000 m <sup>3</sup>   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款</b>	<b>水道事業収益</b>	<b>90,805,762 千円</b>
第1項	営業収益	83,575,976 千円
第2項	営業外収益	7,137,886 千円
第3項	特別利益	91,900 千円

支 出		
<b>第1款</b>	<b>水道事業費用</b>	<b>81,508,539 千円</b>
第1項	営業費用	77,929,141 千円
第2項	営業外費用	3,494,398 千円
第3項	特別損失	35,000 千円
第4項	予備費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 30,416,139 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 21,905,384 千円、建設改良積立金取崩額 5,975,504

千円、西谷浄水場再整備特別積立金取崩額 369,827 千円及び繰越利益  
 剰余金処分数額 2,165,424 千円で補填するものとする。 ) 。

### 収 入

<b>第1款</b>	<b>水道事業資本的収入</b>	<b>17,869,838 千円</b>
第1項	企 業 債	15,679,000 千円
第2項	出 資 金	634,000 千円
第3項	補 助 金	78,401 千円
第4項	分 担 金 及 び 負 担 金	1,452,348 千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	26,089 千円

### 支 出

<b>第1款</b>	<b>水道事業資本的支出</b>	<b>48,285,977 千円</b>
第1項	建 設 改 良 費	34,577,138 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	13,665,852 千円
第3項	投 資	11,987 千円
第4項	国 庫 補 助 金 返 還 金	1,000 千円
第5項	予 備 費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次の  
 とおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西谷浄水場浄水処理施設 更新工事	令和4年度から 令和22年度まで	72,100,000 千円
相模湖系導水路改良工事	令和4年度から 令和14年度まで	35,300,000 千円
水道施設整備工事	令和4年度から 令和6年度まで	28,754,000 千円
西谷浄水場排水処理施設 更新工事及び運営委託	令和4年度から 令和28年度まで	18,700,000 千円

水道施設維持管理	令和4年度	8,900,000 千円
財務会計システム 開発業務委託	令和4年度から 令和6年度まで	941,000 千円
西谷浄水場再整備事業 コンストラクション マネジメント委託	令和4年度から 令和8年度まで	500,000 千円
口座入力及び家事用基本戸数 更新等関連業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	314,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 12,965,000 千円
- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 配水管整備事業費<br>充当企業債  | 12,465,000 千円 |
| 基幹施設整備事業費<br>充当企業債 | 500,000 千円    |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
- イ 起債の時期は令和3事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年

以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,232 千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち 2,165,424 千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金 2,165,424 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800,000 千円と定める。

令和3年2月10日提出

横浜市 市長 林 文 子